

平成 27 年 11 月 4 日

TPP 協定に定められている著作権法整備に関する意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
常務理事 椎名 和夫

1. 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）における知的財産分野の意義

「環太平洋パートナーシップ協定の概要（平成 27 年 10 月 5 日、内閣官房 TPP 政府対策本部）」において言及されているとおり、TPP 協定は、モノの関税のみならず、サービス、投資の自由化、更には知的財産、電子商取引、環境など幅広い分野で「21世紀型」の共通ルールを構築して、参加国間の互換性を担保するためのものである。この互換性の担保という観点は知的財産分野においても重要な位置を占めており、これによって実演を含むコンテンツのグローバルな流通が益々推進されることが期待される。

また知的財産分野は、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を上回る水準の保護と、知的財産権の行使について規定し、もって、知的財産権の保護と利用の推進を図る（同概要より）」ものとされている。このことは、著作権を含む知的財産権の保護のみならず、利用についても考慮した、バランスのとれた、互換性ある「国際標準」を策定しようとするものであって、「21世紀型」のルールとして評価に値する。

2. 著作権に関する諸事項について

上記に照らして、TPP 協定における著作権に関する諸事項として現在公表されている、保護期間の延長や配信音源の二次使用に関する権利付与等の各項目については、参加国において適切な保護と利用のバランスを図る上でいずれも重要かつ必須なものであり、当団体としても歓迎するものである。上述のとおり、TPP 協定において求められる互換性ある「国際標準」に合致するよう、著作権法の整備等を進めるべきである。

3. TPP 協定外の著作権法整備に関する事項について

クリエーターへの対価還元、孤児著作物の取扱いおよび集中管理の推進による権利処理の円滑化など、TPP 協定において定めのない事項であるものの、我が国の著作権法整備に関する未解決の問題は山積している。しかし、これらの TPP 協定外の著作権法整備に関する議論と、TPP 協定に定められている著作権法整備に関する議論は、明確に区別をすべきであって、両者を混同すれば、TPP 協定への機動的な対応が著しく困難になることは明白である。TPP 協定外の事項については、TPP 協定に定められている著作権法整備に関する議論とは区別した上で、継続して議論るべきである。特に、集中管理の推進による権利処理の円滑化については、TPP 協定によるコンテンツのグローバルな流通の推進が見込まれる中、一層その重要性が高まると考える。